≪ 機械設備共済会 入会のご案内 ≫

社団法人日本機械設備共済会は、「非営利法人」であり 当法人の所得や利益を追求する商取引は、一切行いません。

当法人は、皆様が維持・管理されている(もしくは、これから維持・管理される) 建物付帯機械設備について、より長く利用するために『所有者・管理者・利用者の立場に立ち、機械設備の的確な維持・管理方法を研究・考慮・提案する事』を目的としています。併せて、環境への配慮も考え必要のない消費を抑えるとともに、予測し得ない機械設備の修繕の場合などに互いに助け合えるような環境を整える事を目的としています。

【機械設備共済会】は、皆様が所有・管理する機械設備が通常耐用年数の５割増し以上正常に維持利用できる事を目指し維持・管理方法を提案します。また、通常の修繕に加えて天災の場合や大規模修繕の場合でも皆様の一時的な費用負担を軽減するために有効な設備管理方法を提案します。

なお、当共済会の正規認定業者は、所有者・管理者・利用者の事を考慮した厳しい審査基準を満たした機械設備維持管理業者です。

≪ 共済会運営規定概要 ≫

■用語の定義

- ○○共済　　機械設備の種類により、各種の機械設備共済制度がある。
- 共済会員　　当法人の目的に賛同し、共済会に入会した個人または事業主。
- 共済会費　　共済基金･共済運営金･設備管理費を併せたもの。
- 共済基金　　共済会員が、対象となる機械設備の修繕目的のために納める費用。
- 共済運営金　　共済会の運営費として、共済会員にご負担を願う費用。
- 設備管理費　　機械設備を管理する為の費用。
- 退会時寄付金　　退会時に共済会の必要条件を満たしていれば、寄付金を受け取る事ができます。
- 修繕返戻金　　共済会員の承認の上、その目的の為に共済会が支払う費用。

■ご入会にあたって

- 日本機械設備共済会の趣旨に賛同される機械設備の所有者もしくは管理者で、指定した方法により共済会費を納付いいただける方なら個人･法人を問わずどなたでも共済会入会のお申し込みができます。※入会金･年会費は、ありません。
- ご入会の際は指定の申込書に必要事項をご記入の上、添付書類とともにご提出をお願いします。
- 機械設備共済会の審査の結果、資格や書類不備などで入会ができない場合があります。

■共済会入会の成立月日について

- 共済会が共済会員の新規入会申込を受諾した時は、下記の日程で入会が成立したものとみなします。なお、入会受諾のご案内は機械設備管理計画書並びに共済会運営規定の送付にかえさせていただきます。

① 申込日が 1 日～10 日の場合は、翌月の 1 日に入会が成立したものとみなします。
② 申込日が11 日～末日の場合は、翌々月の1 日に入会が成立したものとみなします。

■共済会費の払込金額･払込方法について

- 共済会費は 1 口当り、共済基金 500 円＋共済運営金 50 円を併せて、550 円／月で、共済会員様の任意指定により、何口でも任意設定できます。
  ※お申し込みの機械設備共済のプランにより、最低口数制限があります。
- 共済会費の払込方法は下記の 2 種類の何れかの方法とし、現金での取り扱いは行いません。
  ① 入会成立月から始まり、当月分として毎月、共済会員指定の銀行口座より 8 日に自動引き落としさせていただきます。なお、8 日が金融機関休日の場合は、翌営業日となります。※自動引き落とし手数料として、別途 110 円のご負担をお願いします。
  ② 入会成立月から始まり、当年分として共済会員指定の銀行口座より 8 日に自動引き落としさせていただきます。なお、8 日が金融機関休日の場合は、翌営業日となります。※自動引き落とし手数料として、別途 110 円のご負担をお願いします

■共済期間の更新と共済会費の変更について

- 共済期間は 1 年間とし、退会や変更のお申し出がない場合は 1 年毎の自動更新となります。
- 共済会費の口数変更などの変更手続きをする場合、直近の 12ヶ月以上同じ口数を納めている場合において 60 日以上前に指定の変更用紙を提出する事によって、変更手続きが可能です。

■修繕返戻金の請求について

- 共済会員は、お申し込みをした物件について突発的な修繕が発生した時に、共済会の定める割合に応じて修繕返戻金を受け取る事ができます。※別表 1 参考。

■共済会の退会について

- 共済会員は、60 日以上前に指定の退会届け用紙を提出する事によって、いつでも退会することができます。
- 共済会員が、指定の退会届け用紙に記載した内容により、必要条件を満たしていれば共済基金の半額を、今後の機械設備管理の為に寄付致します。

■退会時寄付金の受取資格について

- 退会時寄付金は、申込書に記載の共済会員ご本人もしくは、共済会員ご本人の委任状がある者しか受け取ることができません。
  ※退会時寄付金を受け取る場合は、お申込書に捺印したものと同じ印鑑を必要とします。

■クーリングオフ（申込の撤回･解除）について

- 共済会のお申込は、機械設備共済申込書を提出した後でも、申込日より 10 日以内に書面告知を頂ければ、無条件でお申込の撤回または解除をする事ができます。

■個人情報の取扱いについて

- 日本機械設備共済会は、本申込に関する個人情報を下記の業務上必要とする範囲で取得･登録･利用･提供を行います。なお、共済会運営に関わりのない目的に利用はしません。
  ① 共済会費の管理や、修繕返戻金の履行等を行うために利用します。
  ② 共済会運営業務の為に、正規認定業者に対し情報提供を行い、または情報提供を受ける事があります。

※別表 1　　**※共済基金は、利息加算がありません。**

納　付 満了年	12 ヶ月 未満	12 ヶ月	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年
修　繕 返戻率	0%	60%	60%	60%	67%	74%	78%	81%	83%	85%	87%	88%	89%

13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年～
90%	90%	91%	91%	92%	92%	93%	93%	91%	89%	87%	85%	83%	80%

機械設備共済 (加入) (変更) 申込書

社団法人日本機械設備共済会　御中　　私は、共済会運営規定を了承し、次の通り申し込みます。

（申込日）平成　　年　　月　　日

※太枠のみ記入してください

申込者

お名前	個人	フリガナ / 姓 / 名	生年月日	(大正)(昭和)(平成)　年　月　日（満　才）	
			電話番号	TEL　—　—	実印
				E-mail:　@	
	法人	フリガナ / 会社名	代表者名	役職	
住所		〒□□□ — □□□□		（電話　—　—　）	
郵便送付先		〒□□□ — □□□□			

お申込内容

□ 共済　申込者番号 □□□□□□□□□ — □□　契約口数 □ 口 □ 円

○ 新規申込　○ 追加申込　○ 契約内容変更　申込口数　変更後口数 □ 口 □ 円

機械設置建物の名称・住所

名称	設備詳細　設置年月日 (昭和)(平成)　年　月　日(経過年数　年)
住所	フリガナ

所有者

お名前	フリガナ	担当者	
		連絡先	—　—
住所	〒□□□ — □□□□	※申込者と所有者が異なる場合は、共済会からの各種案内は双方に郵送します。	

共済会費の払込方法

※詳しくは、「運営規定概要」をご覧ください

毎月払込	年一括払込
○ 毎月8日　銀行自動引き落とし	○ 入会成立月8日　銀行自動引落とし
入金成立予定日	平成　年　月　日

捨印

※記載して頂いた個人情報は、共済基金の管理や共済返戻金の取り扱いなど共済会の運営に必要な業務に利用させていただきます。

（社）日本機械設備共済会　使用欄

共済会員枝番号 □□□□□□□□□ — □□

特約店コード □□□

添付書類

- ○ お申込書
- ○ 銀行自動引き落とし申請書
- ○ 印鑑証明書
- ○ 共済会指定業者との管理契約締結が証明される書類
- ○ 所有者・管理者であることが証明される書類
- ○ 設置状況資料

申込成立日	平成　年　月　日
入会成立日	平成　年　月　1　日

共済会承認印				共済会受付日
承認日	承認日	承認日	受付日	
代表理事印	共済理事印	財務理事印	特約店受付印	印